

その他の木材・木製品製造業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
1999	2	16 ～ 17	工場内のチップー機を停止して裏側から円盤状の回転体に取り付けられて いる刃部を取替えているときに、他の作業員が誤って起動スイッチを押し たため回転体に巻き込まれた。	139	7	1～ 9
1999	2	11 ～ 12	資材置場で積層材を降ろすため、約2.5mの高さに積み重ねてある積層材 に足を掛けてよじ登り、上部の積層材を引っ張り降ろそうとしたときに体 のバランスを崩して積み上げてある積層材数枚とともに約2m下の地面に転 落した。	611	1	1～ 9
1999	5	10 ～ 11	木材加工用機械の部品を2つ並べた高さ80センチの脚立の上に乗せた状態で 放置しておいたところ、同部品(長さ4m、幅40cm、厚さ11cm、重量 690kg)が脚立から落下し付近でグラインダー作業をしていた者の頭部に 当たった。	521	4	1～ 9
1999	8	11 ～ 12	丸太5本を4トントラックで運び配達先で荷降ろしし、最後の5本目(長さ 10m、元口28cm～末口18cm、重さ約250kg)を降ろしているとき丸太ごと 荷台から転落し、丸太で頭部を強打した。	221	1	10 ～ 29
1999	10	16 ～ 17	蒲鉾板の加工作業においてギャングリッパーに板材(長さ1m、幅30cm厚さ 1cm)を投入したところ、板材がつまったので取り除くため反発防止用の爪 を上げた瞬間、反発し腹部を強打された。	131	4	10 ～ 29
1999	11	11 ～	同僚と2人でフォークリフト用台座の組立のため、釘打ち機の試し打ちする 作業をしていて機械の可動部分(上下スライド)に頭部を挟まれた。	169	7	10 ～

		12						29
1999	12	13	ギャングソーを用いて厚み20ミリ、幅27センチ、長さ270センチの板を幅18ミリに切る作業中、板が割れて幅14センチの板が60センチ反発して腹部に激突した。	131	6			1～9
2000	10	16	からまつの間伐材のスライドコンベヤーからバーカ(皮むき機)へ送るため、右手で鉄製の引掛け金具で落としていたときに、誤ってコンベヤーに仰向けの姿勢で転倒したため、バーカの送りローラに左肩から上半身が巻き込まれた。	139	7			10～29
2000	1	8	天井に設置されているスピーカー(高さ3・82メートル)の点検作業を行うため、資材置場の中2階(高さ2・55メートル)に梯子を掛けて上ろうとしたときに墜落した。	371	1			1～9
2000	9	10	木造建築用材木加工ラインの運転が止まったので見に行ったところ、下降してきた材木送り装置とローラーコンベアとの間に頭部を挟まれているのが発見された。	139	7			50～99
2000	11	14	自動車用荷台に使用するフローリング材を接合する自動木材加工ラインで、木材端部のフィンガーシェーパー加工部分のセンサーが塗布接合剤の垂れにより遮断され材料供給が停止したため、運転を停止させないまま機械の背部に回り込み左手で垂れた接着剤を除去したときに、機械が移動してきて頭部を左手の肘部分から先がフィンガーシェーパーに巻き込まれた。	139	7			50～99
2000	7	9	さん木の引き割作業で、リッパーで木材(長さ約4メートル、幅約10センチメートル、厚さ約3センチメートル)を耳すり中、ひき材から離れた小木片が反発し腹部に当たった。	131	6			1～9
2000	12	9	工場内で住宅用パネル(重さ約100kg)をテルハ(つり上げ荷重500kg)で吊り上げて仕上げ作業を行っていたところ、玉掛け用ロープ(合成樹脂製)がクレーンのフックから外れたため、倒れてきたパネルで頭部を打たれた。	372	5			1～9
		16	木造建築用柱材の自動加工機械でほぞ切り作業中、木取場のゴミ等を取る					10

2000	4	17	うとしたときに加工材を保持して移動するチャック部と機械本体の鉄製柱との間に頭部をはさまれた。	139	7	1	29
2000	1	11 12	10. 5tトラックにフォークリフトで原木を積み込み、原木をワイヤーロープで荷掛けするため原木の上に上がっていて高さ約3.5mの位置から地上に転落したところに原木1本(重量：150kgから200kg)が落下した。	611	6	10	29
2000	5	8 9	木工所でチップ材にするための木材が積まれた山の上で木材の長さを1m程度に揃えるためチェーンソーで切断作業中、チェーンソーが弾かれて作業の補助をしていた者の首にチェーンソーの刃が当たった。	136	6	1	9
2001	7	14 15	建設物装飾用の木型の製造で天井クレーンで木型を移動させていたときにナイロン製の帯で1本吊りをしていたため、途中で木型が落下し顔面に激突し、その反動で倒れ頭部を床に打ちつけた。	611	4	1	9
2001	8	16 17	キャビネット洗面台に使用する芯材の小割加工を行うため自動送り装置付のギャングリッパーで板材(パーティクルボード)の切断作業中に、反発した板材が腹部を直撃した。	131	6	30	49
2001	8	10 11	2×4住宅の壁材の製作で、壁材をラックに6枚まで立てかけ、7枚目を立てかけるために壁材を奥にずらせるようにして直立させていたところ、壁材が倒れその下敷きになった。	522	5	10	29
2002	1	15 16	川から引水している工場角に設けてある木片焼却場の消火用パイプが詰まったため、パイプの取りかえ作業中に転落した。	711	1	1	9
2002	4	10 11	キノコのほだ木に詰める種駒を製造する機械のシャフト部分に髪の毛を巻き込まれ、その反動でシャフト付近のフレームに頭部を強打した。	139	7	10	29
2002	7	13 14	水圧バーカーによる木材の皮むき作業で、昼食後に作業を開始したが機械が停止し10分ほど経っても機械が動き出さないのと同僚が見に行ったところ、機械の操作場所から離れたところでコンクリート敷きの地面に仰向で倒れていた。	417	2	1	9

2002	11	11 ～ 12	ベルトコンベアのピット部の掃除でピット内に入ったとき、コンベアベルトとキャリアロールとの間に衣服を挟まれた。	224	7	50 ～ 99
2003	1	10 ～ 11	筆の柄を乾燥機へ運搬する台車から棚（約60kg）を取り出すときに、「走行レーン及び定格荷重150kgの巻上機並びにフォークを有する機械」が、片方の走行レーンに寄り過ぎていたため、当該機械上でバールを用いて調整していたところ、この機械が走行レーンから外れ機械とともに、2.45m下に墜落した。	219	1	1～ 9
2003	1	11 ～ 12	作業場で、麻袋につめられた木材チップをロール機に通す作業を行っているときに、ロール機に巻き込まれた。	163	7	10 ～ 29
2003	5	9 ～ 10	木材チップ工場において、コンベヤから送られた木片がチップ入口に引っ掛かっていたので、合図を送ってラインを停止させ、木片を取り除いた後にライン稼働の合図を送ってラインを稼働させたときに、コンベヤ上部の押え装置とチップカバーのフランジ部に頭部をはさまれた。	224	7	10 ～ 29
2003	5	9 ～ 10	ダンボールの型抜き機械の点検中、ローラー部にはさまれた。	169	7	10 ～ 29
2003	6	11 ～ 12	20tトレーラーのコンテナに積まれた大理石15枚（282cm×158cm、厚さ2cm、総質量約3.3t）の荷卸し作業で、コンテナ内に立ち上がったときに荷が倒れ、荷とコンテナ内壁との間に胸部をはさまれた。	611	5	50 ～ 99
2003	7	16 ～ 17	破砕プラントの終業前の清掃中に、停止中のベルトコンベヤ内のローラー部に木片を見つけ、手を入れて取り除こうとしたときに、現場主任がベルトコンベヤ上の残留チップ等を外へ出すためコンベヤを起動させたため、ベルトコンベヤ回転部に右腕を巻き込まれた。	224	7	50 ～ 99
2003	7	6 ～ 7	宿舎から加工場へ向かうため2tトラックで走行中、対向車線の乗用車がスピードを出しすぎてカーブを曲がる際に半回転し、その乗用車の後部がトラックの前部に衝突した。	231	17	50 ～ 99

2003	8	8 ～ 9	台木の上に立てられていた合板材（重さ820kg）を天井クレーンで寝かせるため、合板材の両側にベルトスリング2本および当てもので玉掛けしていたときに、誤って巻き上げ操作をしてしまったため、合板材がバランスを崩して落下しその下敷きになった。	211	5	1～ 9
2003	10	0 ～ 1	工場建屋横に取り付けられた木屑集じん装置から粉碎器まで送る搬送集積装置の点検作業中、装置内にある回転軸の突起物に靴の紐が掛かって巻き込まれ、両足の関節部付近を切断された。	169	7	30 ～ 49
2004	11	16 ～ 17	構内を歩行中、角材を積んで前進してきたフォークリフト（最大積載荷重4.5 t）に激突された。	222	6	30 ～ 49
2004	5	8 ～ 9	貨物用エレベーター（地上2階地下1階）の1階部分から地下1階床面まで約4m墜落して死亡した。	414	1	10 ～ 29
2004	3	11 ～ 12	木材加工用丸のこ盤で、長さ約500cm、幅約30cmの木材を作業員2名がそれぞれ材の先端を持ち、縦引きしていた際に、材が反発し、丸のこ盤の作業員のうち、1人の作業員に飛来、激突した。	131	4	30 ～ 49
2004	3	0 ～ 1	チップ製造機の点検口カバーを開けてチップ製造機の刃を取替え中、点検口から製造機の内部に落ちたので、角度が付いている円形の回転物（刃が6枚付いている）が、被災者の体重で回転し、これに挟まれた。	139	7	1～ 9
2005	12	9 ～ 10	送材機能を有する自動カンナ盤を使用して板材の製造を行っていた被災者が、カンナ盤の送材ローラーに防寒服を巻き込まれた。	133	7	10 ～ 29
2005	5	15 ～ 16	工場内に立て掛けてあったベニヤ板を被災者が1人で運んでいる際、ベニヤ板20枚（重さ250kg）が倒れ下敷きとなった。	522	5	10 ～ 29
2005	6	15 ～	木材の束の上部に被せてあったビニールシートを取り、脇でしゃがみこんでシートを畳んでいたところ、上段の束の結束バンドのカシメ部が外れ、	522	5	10 ～

		16	木材が被災者に落下し負傷した。			29
2005	10	15 ～ 16	木材市場内にて、落札した木材をトラックに積み込み、ワイヤ掛けの固定の際に、荷台の木材上から地面に転落した。	221	1	1～ 9
2005	7	10 ～ 11	建造中の貨物船において床材として使用する「すのこ」を作成するため、機関室倉庫の開口部から手を出し、木束を上部デッキの同僚より受け取る作業を行っていたところ、3m下の貨物スペース床面に墜落した。	418	1	10 ～ 29
2005	8	15 ～ 16	フォークリフトを運転し丸太をパーカの投入口へ投入する作業中、丸太が投入口で引っ掛かったため、フォークリフトを降り、高さ2.5mの投入口の端に登り、トビで丸太を動かそうとしたところ、投入口内に転落、回転したパーカの歯に激突された。	139	1	1～ 9
2006	7	17 ～ 18	作業終了後に機械の清掃等を行っていた被災者が、コンベアのH鋼製の架台と自動かな盤の間に右腕を入れ、しゃがんだ状態で発見された。被災者には、やけどの跡が認められ、被災場所から6.9m離れた場所の帯のこ盤の駆動モーター電源の配線が損傷していた。	132	13	10 ～ 29
2006	8	17 ～ 18	1ロット100枚の合板が3段（中間ロットは79枚・高さ3.53m）に積み上げられた材料仮置き場にて、最上部の1ロット（100枚）をフォークリフトを用いて荷取りしようとしたところ、荷崩れが起こり、荷の後ろ側にいた被災者を直撃した。合板は、大きさ1.83m×95cm、厚さ12cm、重量12kg。100枚で約1.2t。被災者は不良品の検数と日報記録の作業を行っていた。	522	5	50 ～ 99
2006	10	11 ～ 12	製材工場の皮剥機での丸太の加工中、台車と操作室との間にある配線力バーが外れているのに気付いた操作者が、修理しようとして一旦皮剥機の稼働を停止して丸太を卸したとき、台車上の木材の向こう側にいた被災者に丸太が激突した。丸太は直径60cm、長さ6.2m、重量が約1.1tの米松である。	139	4	1～ 9
2007	6	8 ～	自動送材車式帯のこ盤で材を挽いた後、盤台の後部立ち入ったところ、送材車が後進し始め、送材車の木支え装置と帯のこ盤の基礎部（コンクリー	132	7	1～

		9	ト土台)にはさまれた。			9
2007	1	10 ～ 11	被災者は、取引先に商品を納品し事業場に戻るため、高速道路を走行中に、前を走っていた車が急停車したのに間に合わず追突した。	221	17	10 ～ 29
2008	1	9 ～ 10	検品作業のため梱包された製品の上（高さ76cm）に乗り、検品する製品をバーコードリーダーでバーコードの読み込み作業（バーコードの位置は高さ約2.8m）を行っていたところ、乗っていた梱包製品から転落して検品していた梱包材が崩れてきてはさまれて死亡した。	611	5	30 ～ 49
2008	8	22 ～ 23	木造住宅用のプレカット柱材をホゾ取り機で製造中にエアブローで加工中の木材のおがくずを取り除こうと身を乗り出して作業していたところ、ホゾ取り機のユニットとコンベヤーの支柱の間にはさまれて死亡した。	139	7	30 ～ 49
2008	5	10 ～ 11	被災者はチップ製造業務に一人で従事していたところ、チップ機に付設されたチェーンコンベヤーと当該チェーンコンベヤーに木材を投入するベルトコンベヤーのすき間（約3cm）に巻き込まれて死亡した。	224	7	1～ 9
2008	7	15 ～ 16	建造物構造体の木製屋根枠部分の加工作業を行うにあたり、合掌部分（幅13m、高さ4.2m、重量約0.9t）の仮組みをしたところ、倒壊して下敷きとなった。	415	5	10 ～ 29
2008	4	14 ～ 15	木材切断機（パネルソー）の歯の動きが良くないため、その調整の作業を実施していた。切断ユニット（丸のこの歯及びそのモーター等で構成されている重さ40kg程度）を上下に移動させるための動力伝達経路の軸受けの取り付けボルトを外したところ、同軸受けが動いたため、同軸受けと連結された変速機のチェーンが外れた。その際、切断ユニットを上部で停止させているチェーンが緩み、切断ユニットがガイドに沿って2m落下して被災者に激突した。	131	4	1～ 9
2008	3	16 ～ 17	プレカット加工場において、被災者1名で柱加工機を運転して木造建築資材である柱を加工中、柱材が送られるライン上に身を乗り出して修正していたところ、柱材を掴む装置と柱加工機本体との間にはさまれて死亡した。	139	7	10 ～ 29

2008	9	14 ～ 15	会社所有の4tトラックに丸太を積載して県道を走行中、下り坂の右カーブで横転（助手席側が下）して道路左側の電柱に衝突した。運転席と助手席の2名が死亡した。	221	17	1～ 9
2009	11	16 ～ 17	工場内においてフォークリフトを使用して合板材の積上げ作業を行っていた被災者が、当該フォークリフトの「マスト」と「ヘッドガードの支柱」にはさまれた。フォークリフトを運転していた被災者は無資格であった。	222	7	1～ 9
2009	2	13 ～ 14	廃材等から木材チップを製造する作業場において、ふるいにかけられたチップを堆積場へ運ぶベルトコンベヤーの回転軸部分に被災者が巻き込まれた。被災者は機械周辺にこぼれ落ちたチップ等を掻き集める作業を行っていた。	224	7	10 ～ 29
2010	9	7 ～ 8	トラックの近くに倒れている被災者が発見された。目撃者がなく詳細は不明であるが、被災者は当該木材加工場から出たおが屑をトラックに積載作業中、何らかの原因でトラックの荷台から転落したとみられる。	221	1	50 ～ 99
2011	12	10 ～ 11	丸太を加工する作業に従事していた被災者は、休憩時間となり、帯のこ盤（送材車付）のスイッチを切ったが、その余力を使用して丸太を加工しようとしたところ、何らかの理由により、防寒着（やっけ）が動かしていた送材車に引っ掛かり、送材車に体が引っ張られて、帯のこ盤に向かい、そのまま右下腹部が帯のこに接触したもの。	132	8	30 ～ 49
2011	4	17 ～ 18	被災者は、フォークリフト運転手とツーバイフォー材の（高さ74.5cm、奥行き109cm、幅233.6cm、重さ0.8t）積荷運搬作業の補助作業を行っていた。フォークリフト運転者は、既に仮置きされていた資材の上に重ねて積載するために、被災者は、リングを一段目の資材の上に置き、フォークリフトを誘導中にフォークリフトで運搬していた資材と仮置き場所の背後にあった鉄柱との間に頭部を挟まれ被災したもの。	222	6	30 ～ 49
2012	8	9 ～ 10	同僚労働者がフォークリフトで木材を運搬中、油圧オイルが漏れていたの で、被災者とともに点検を行っていた。被災者は、フォークが下降しないように廃材（4.5cm×5.5cm×94.5cm）でフォークを支え、フォークリフト前方にもぐりこんで点検していたが、廃材が折れて降下したフォークに	222	7	1～ 9

			前頭部を挟まれ、脳挫傷により死亡した。			
2012	11	13 ~ 14	集じんダクト補修作業に、被災者と同僚2名の計3名が従事していた。工場屋根上にある集じんダクトのフランジを外す作業に必要なガムテープとナイロン袋を取りに被災者が一旦地上に下りて、再びスレート屋根に上がり補修現場へ向かおうとしたところ、スレート屋根を踏み抜き、約8m下の工場床面に墜落し、死亡した。	415	1	1~ 9
2013	9	8 ~ 9	乾燥し終えたラミナ材（以下「乾燥材」という。）の間に挟んでいる栈木を取り除く作業を行うため、フォークリフトを用いて所定の位置に乾燥材をおろし、次の乾燥材を取りに行くため後進したところ、後方にいた被災者を轢いた。	222	7	50 ~ 99
2013	6	16 ~ 17	被災者は、工場内で資材置場として使用している中二階に断熱材を片付けるため、フォークリフトの限度高さ約3mまで断熱材を持ち上げ、中二階への昇降用架設通路を途中まで上り、高さ約2.6mの箇所からフォークに乗っている断熱材を手にとった後、1階床面まで墜落した。	413	1	1~ 9
2013	9	12 ~ 13	木片を破砕するラインの「フライトコンベヤー」で詰まりが発生したため、被災者と同僚労働者は木屑を取り除いていた。同僚労働者が同コンベヤーの上端の木屑を取り除き、地上に下りて制御盤の起動スイッチを押したが、同コンベヤーが動かなかったため、再度同コンベヤーの上部の木屑を取り除いた後、制御盤まで移動している途中で、同コンベヤーの下端で身体を巻き込まれている被災者を発見した。	224	7	1~ 9
2013	7	17 ~ 18	松の剪定用の単管足場の組立作業中に、足場上から塀の外側の4.1m下の道路上へ墜落して死亡した。尚、単管足場（最上部の水平材まで）の高さは2.76mで、地表から足場板までの高さは1.95mであった。	411	1	30 ~ 49
2014	12	8 ~ 9	被災者ら2名はテーブルリフターが設置されたピット内に入った際、何らかの理由によりテーブルが下降し、胴体がテーブルとピット側壁の間に挟まれた。	214	7	10 ~ 29
2014	12	15	板材塗装用機械ローラー部の塗料の清掃作業中、ローラーを回転させたまま、ウエスを用いローラーの表面の塗料を拭き取っていたところ、腕から	169	7	10 ~

		16	ローラーに巻き込まれ、死亡した。			29
2014	10	12 ～ 13	フォークリフトを運転し、木材の端材が入った鉄箱の運搬作業中、フォークが下降しなくなったため、鉄箱の直下に入り、マストの下部を点検していたところ、下降してきたフォークと地面の間に頭部がはさまれた。	222	7	10 ～ 29
2014	6	17 ～ 18	木造加工ラインにて、木材を次のラインへ投入する動力運搬設備に故障が発生し、投入機の内部に入り、処理をしていたところ、押込機（プッシャー）とリフターのロールの間に胸部をはさまれた。	229	7	10 ～ 29
2014	6	15 ～ 16	木材を車載型グラップルに積み込む際、グラップルの支柱上部に設けられた操作席に向かおうと、階段状のステップの1段目に足をかけようとしたところ、被災者が想定した位置にステップが無かったため踏み外し、ステップの角にひざを打ち付け、筋断裂の負傷を負い、その負傷が引き金となり、約1ヶ月後に肺塞栓症を発症し、死亡した。	212	3	30 ～ 49
2015	5	11 ～ 12	当該事業場の労働者である被災者が、事業場内において健診を実施していた際、胃がん検診のためバリウムを飲み透視撮影台に寝ていたところ、頭部が当該機械に挟まれたもの。	999	7	100 ～ 299
2015	11	10 ～ 11	被災者は護摩木の小割加工を行うため、自動送り装置付のギャングリップソー（鋸歯6枚）を用いて板材（107×35×1.5cm）の切断作業を行っていたところ、小割りした板材が機械に詰まった。詰まったものを取り除こうと押えロールを上にあげたところ木材が反発し、板材が被災者の顔面を直撃した。激突した板材の一部が頬骨を突き破り頭部に侵入し脳が損傷したことにより、翌18日の午前4時に死亡が確認されたもの。	131	6	1～ 9
2015	4	8 ～ 9	被災者は、チェーンソーを用いて伐倒木（スギ）の枝打ち作業を行っていたところ、離れた箇所と同僚が伐倒したスギの木（胸高直径41cm長さ24m）が被災者側に倒れ、被災者の頭部を直撃し死亡したものである。	712	6	10 ～ 29
2016	11	17 ～ 18	被災者は本社に作業報告を行うため、第二工場の前の公道上を自転車で走行していたところ、後ろから軽トラックに追突された。	221	17	10 ～ 29

2016	2	9 ～ 10	被災者が、木材圧着用ホットプレス機前面に設置されたテーブルリフター の油圧シリンダーの修理作業を地下ピット内部で行っていたところ、当該 テーブルリフターが不意に下降し、身体を機械に挟まれた。	214	7	～ 29
2017	8	12 ～ 13	被災者は高周波ウェルダ（木材を貼り合わせる加圧機械）で木材（3枚） の貼り合わせする作業中、両手操作式ボタンで起動後、下降してきたスラ イド部分に身体を挟まれた。	139	7	～ 29
2018	12	8 ～ 9	製材所から収集してきた端材の束等を事業場敷地内においてトラックの荷 台から降ろすため、被災者が台付け用具を取り外した。端材の束（重量約 400キログラム）が荷台から落下し、近くで作業をしていた被災者が下 敷きとなった。	522	4	1～ 9
2018	11	18 ～ 19	集成材の縦継ぎ加工作業を終え、フィンガージョイント（材を横切り及び 切削を行う機械）の周辺清掃のため、集塵ダクトで木屑等を吸引していた ところ、当該機械の切削回転歯に左腕が接触し巻き込まれた。	139	7	～ 29
2018	11	14 ～ 15	工場棟内で、被災者と同僚1名がロールボックスパレット（以下「台車」 という。）で、住宅用ドアの部材となる合板を運ぶ作業を行っていたとこ ろ、当該台車が転倒し、被災者が下敷きになった。被災者は病院に緊急搬 送されたものの、約1時間半後に「外傷性くも膜下出血」で死亡が確認さ れた。	362	6	～ 299
2018	10	10 ～ 11	自動送材車式帯のこ盤を使用して原木の切断加工作業中にのこ刃と接触 し、被災したもの。災害発生時、被災者は一人で作業を行っていたため、 被災時の状況を見ていた者はいない。なお、被災者は操作レバー付近に仰 向けで倒れているところを発見された。	132	8	～ 29
2018	9	4 ～ 5	被災者は工場内の夜間の巡回警備に従事する労働者で、工場内の労働者が 運転する25tトラックが、工場で生産された木質チップの積込みを終 え、工場の門を出た近くのT字路（公道）で方向転換のため後退したとこ ろ、被災者はトラック左後輪に轢かれ、多臓器不全（出血性ショック、右 下肢高度挫滅・骨盤骨折）により後日死亡したもの。	221	17	～ 29
			当該事業場の敷地内に所在する西工場において、被災労働者Aがプレカッ			

2018	8	8 ～ 9	ト自動加工機を用いて、長さ300cm×縦10.5cm×横10.5cmの木材を送り込み、2本の加工製品を製造していたところ、その木材を送り込む端部とフレームの間に上半身を挟まれ右鎖骨及び肋骨を骨折するとともに胸部圧迫による窒息により死亡したものの。	139	7	1 ～ 9
2018	6	8 ～ 9	被災者は、高さ約1.9メートルの位置にある機械の縁に立ち、コンベアに詰まった木くずを取り除く作業を終えた後に、機械の縁から降りようとしたところ、床面に墜落した。被災者は、ただちに病院に運ばれたものの、後日死亡した。	139	1	10 ～ 29
2019	1	14 ～ 16	集成材の部材を加工する工程において、被災者は集成材のジョイント部分を加工するシェーパーと呼ばれる設備の操作中であった。加工中の木材が適正に移送されなかったため、シェーパーのジョインターナイフと呼ばれる回転刃を停止せず、シェーパーに近づき付属のコンベア上の木材を次の工程に手で移送しようとしたところ、ジョインターナイフに身体の一部が巻き込まれ被災したものの。	139	7	30 ～ 49
2020	12	10 ～ 12	被災者は、原料の供給、プレカット、製品の排出の一連の作業を自動で行う機械のオペレータに稼働を継続するよう指示した上で、進入防止柵を開けて柵内に入り、機械付近で不具合箇所の状況を確認していたところ、稼働していた機械に頭部を挟まれ死亡したものの。	139	7	100 ～ 299
2020	6	14 ～ 16	皮むき機を利用しヒノキ丸太（長さ4.0m直径40cm重さ250kg）の皮をむく作業を行っていたところ、回転刃が停止したため、作業を中断し回転刃付近の皮を取り除いていたところ、被災者がこれを手伝おうと、丸太の周辺の皮の除去を行いはじめた。機械復旧作業を行いはじめた機械責任者が、被災者に離れるよう指示した。その後、動作確認中丸太が機械の動作により機械外側に排出され、当該丸太が被災者に激突したものの。	139	4	50 ～ 99

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。